

令和9年度

入学生募集要項

出願書類付

東海医療科学専門学校

愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2

学科名	課程名	募集定員	取得受験資格	修業年限
社会福祉科	昼間 課程	40名	社会福祉士	1年
社会福祉科 精神保健福祉科	通信 課程	各80名	社会福祉士 精神保健福祉士	1年6ヵ月



学校法人 セムイ学園

【セムイ学園の建学の理念】

セムイという言葉は、「施無畏」と書きます。これは仏教用語で、人間の抱く恐れ(おそれ)を無くすという意味です。

セムイ学園の建学の理念は、「安心できる教育環境」を創り「学生の目線でわかりやすく教える」であり、これが本学の教育の原則です。また、「将来に不安を抱かないように確実に教育します」という教職員の熱い志が込められています。

さらに、学生が卒業までに身につけるべき「患者様の抱いている恐れを取り除く」という医療・福祉従事者としての心構えもセムイの中に含まれています。

【セムイ学園の使命】

学生一人ひとりの多様な個性に寄り添う教育を通して、セムイの精神(=手をさしのべられる心)を身につけた社会に貢献できる医療・福祉従事者を育成します。

アドミッション・ポリシー

学校法人セムイ学園では、建学の理念に基づき、セムイの精神(=手をさしのべられる心)をもち社会に貢献できる医療・福祉従事者の育成を目指しています。学科のカリキュラムを修得し、卒業時に求められる能力を達成するため、以下の様な学生を受け入れます。入学選考は、様々な個性、能力などを有する人物を受け入れることができるよう、多様な選抜方法にて行います。

- 1 セムイの精神(=手をさしのべられる心)を理解し、主体性を持って多様な人々と協働し、学び続ける意欲がある人。
- 2 医療・福祉の現場で役立つ知識・技能・態度を習得し、社会に奉仕しようという意欲がある人。
- 3 入学後の学びに必要な基礎学力を有する人。
- 4 協調性や基礎的なコミュニケーション能力を有する人。

セムイ学園の
三つのポリシーの
詳細はこちら



INDEX

出願から入学まで.....	P.1	18. 入学資格について	
1. 募集概要	P.2	【相談援助実務の範囲】	
2. 入学資格		●社会福祉科(昼間課程)・社会福祉科(通信課程)	P.11
3. 選考方法		【相談援助実務の範囲】	
4. 検定料		●精神保健福祉科(通信課程)	P.17
5. 出願書類	P.3	19. 履修科目免除について	
6. 出願先		【科目の読替え範囲】	
7. 出願期間	P.4	●社会福祉科(昼間課程)・社会福祉科(通信課程)	P.20
8. 選考結果の通知		【科目の読替え範囲】	
9. 入学手続き		●精神保健福祉科(通信課程)	P.21
10. 学費		添付書類など	P.22
11. 入学許可証の送付	P.5	入学願書記入例	
12. 入学辞退について		・入学願書 様式1-①	
13. 現場実習に係わる科目の免除について		・小論文 様式1-②	
14. 出願方法	P.6	・推薦書 様式2	
15. 履修科目免除制度について	P.7	・実務経験申告書 様式3	
16. Wライセンス制度のご案内	P.8	・実務経験証明書 様式4	
17. 奨学金及び支援制度		・履修科目免除申請書(社会福祉科) 様式5	
		・履修科目免除申請書(精神保健福祉科) 様式6	
		・学園の奨学金申請書 様式7	
		・払込取扱票(検定料納付用) 様式8	

出願から入学まで

1 出願書類提出

出願書類(P.3)、出願期間(P.4)をご確認の上、セムイ学園入試センターへ郵送してください。

2 入学選考

3 選考結果の通知

出願期間の選考結果発送日に郵便にて発送します。
合格者に送付される書類／合格通知、入学手続きのご案内、学費振込用紙など

4 入学手続き

指定日(通常、合格通知から10日以内)までに学費納入手続きを完了し、必要書類(誓約書、学費納入領収書の写しなど)を提出してください。

5 入学許可

入学手続きを完了した方に入学許可証を送付します。

6 入学準備等のご案内

7 入学・学習開始(4月)

1 募集概要

① 社会福祉科(昼間課程)

修業年限	1年(令和9年4月1日～令和10年3月31日)
定員	40名

② 社会福祉科(通信課程)

修業年限	1年6カ月(令和9年4月1日～令和10年9月30日)
定員	80名
募集対象地域 ^{*1}	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、石川県、福井県、富山県

③ 精神保健福祉科(通信課程)

修業年限	1年6カ月(令和9年4月1日～令和10年9月30日)
定員	80名
募集対象地域 ^{*1}	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、石川県、福井県、富山県

※1 通信課程への入学は募集対象地域に在住しているか、在住予定の方に限ります。

2 入学資格

2-1.社会福祉科(昼間課程)

次のいずれかに該当する方

- ① 4年制大学を卒業した方
- ② 3年制の短期大学(夜間・通信制の課程を除く)または専修学校専門課程等を卒業した方で1年以上の実務経験がある方。
- ③ 2年制の短期大学または専修学校専門課程等を卒業した方で2年以上の実務経験がある方。
- ④ 高等学校を卒業した方で4年以上の実務経験がある方。

2-2.社会福祉科(通信課程)、精神保健福祉科(通信課程)

次のいずれかに該当する方

- ① 4年制大学を卒業した方
- ② 3年制の短期大学(夜間・通信制の課程を除く)または専修学校専門課程等を卒業した方で1年以上の実務経験がある方。
- ③ 2年制の短期大学または専修学校専門課程等を卒業した方で2年以上の実務経験がある方。
- ④ 4年以上の実務経験がある方。

※海外の大学等の卒業は認められません。

※実務経験として認められる施設、業務の範囲についてP.11～P.19「相談援助実務の範囲」をご参照ください。

3 選考方法

区分	出願資格	選考方法
推薦選考	前項の入学資格を満たし、かつ福祉施設等(P.11～P.19「相談援助実務の範囲」の施設に準ずる)での勤務経験が1年以上あり、施設長等の推薦が得られる方	書類選考
一般選考	前項の入学資格を満たした方	

※ 推薦選考で出願される方は、検定料が免除となります。

4 検定料

● 15,000円

※ 一旦納入された検定料は原則として返還しません。

※ 推薦選考で出願される方は、検定料が免除となります。

5 出願書類

(1) 全員が提出するもの

① 入学願書(様式1-①)

- 記入例(P.22)にしたがって、出願者本人がボールペンで記入してください。
写真(横3cm×縦4cm)を指定場所へ貼り付けてください。
デジタル写真を印刷する場合、写真専用紙等を使用し、画質の設定は適切に行ってください。
アプリ等で加工された写真は使用できません。
- ※インターネット出願の場合、郵送での提出は不要です。

② 小論文(様式1-②) ※テーマ①、②の両方にご記入ください。

- テーマ① 「資格取得の目的及びこの資格を今後どのように活かしていきたいと考えているのか」について、あなたの国家資格取得の必要性(“ボランティア”や“ピアサポーター”等ではなく、なぜ“専門職”でなければならないか)を踏まえて記述してください。
600文字以上720文字以内 横書き
- テーマ② 「あなたは周りの人からどのような人物だと思われるのか」について記述してください。
300文字以上400文字以内 横書き
- ※小論文を記入した原本をご提出ください。

③ 振替払込請求書兼受領証(様式8)

- 同封の払込取扱票(様式8)を使い、検定料(15,000円)を郵便局より払い込んでください。
その際に発券される「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を入学願書の裏面指定場所に貼り付けてください。
- 推薦選考で出願される方は必要ありません。
- ※インターネット出願の場合、提出は不要です。
所定のクレジットカード、コンビニや銀行ATM(ゆうちょ銀行)からお支払いください。

(2) 該当者が提出するもの

① 卒業証明書(原本)

- 入学資格①～④(P.2参照)を証明できる学校が証印したものを提出してください。
- 卒業見込みの方は卒業見込み証明書を提出してください。なお、卒業後、令和9年3月末日までに卒業証明書を提出してください。

② 実務経験申告書及び実務経験証明書(様式3及び4)

- 入学資格②～④の実務経験による入学を希望される方及び現場実習の免除を希望する方は実務経験申告書と実務経験証明書を提出してください。
※現場実習の免除を希望する方は、履修科目・実習免除申請書(様式5もしくは6)を添えて提出してください。
※実務経験として認められる業務の範囲についてはP.11～P.19「相談援助実務の範囲」をご参照ください。
※現場実習の免除についてはP.5「現場実習に係わる科目の免除について」をご参照ください。
※令和9年3月31日までに実務経験が規定年数を満たす見込みの方は、出願後、期間を満たしてから2週間以内に実務経験証明書を改めて入試センターまでご提出ください。

③ 履修科目・実習免除申請書(様式5もしくは6)

- 履修科目免除制度(P.7参照)により、**実習免除のみの場合でも提出が必要です。**
科目の免除を希望する方は履修科目・実習免除申請書の該当箇所にチェックを入れて他の出願書類とともに提出してください。

④ 成績証明書(原本)

- 他の学校等において履修された科目の免除を希望する場合には、成績証明書または単位修得証明書を他の出願書類とともに提出してください。

⑤ 推薦書(様式2)

- 推薦選考により出願される方は、推薦書を他の出願書類とともに提出してください。検定料の納入が免除されます。

⑥ 氏名などの変更を確認できる書類(戸籍抄本など)

- 卒業証明書と現在の氏名などが異なる方は、変更を確認できる書類の原本を1部ご提出ください。

※提出された書類は、原則返却しません。
※出願書類で不明な点がある場合は電話等で確認させていただくことがあります。
※提出された出願書類について軽微な誤りは、こちらで訂正させていただく場合があります。

6 出願先

セムイ学園入試センター(持参の場合も同じ)

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2 東海医療科学専門学校内

TEL: 052-561-8001 FAX: 052-562-7887 受付時間 9:00～17:00(土日祝を除く)

※入試センターで一括して行いますので、お間違いないようご注意ください。

7 出願期間

期	出願期間(必着)	選考結果発送日
第1期	令和8年10月1日(木)～10月13日(火)	令和8年10月23日(金)
第2期	令和8年10月28日(水)～11月10日(火)	令和8年11月20日(金)
第3期	令和8年11月25日(水)～12月8日(火)	令和8年12月18日(金)
第4期	令和9年1月12日(火)～1月19日(火)	令和9年1月29日(金)
第5期	令和9年2月3日(水)～2月16日(火)	令和9年2月26日(金)
第6期	令和9年3月2日(火)～3月9日(火)	令和9年3月19日(金)

※定員に達し次第、募集を終了する場合があります。
 ※募集が定員に達しない場合、追加募集を行う場合があります。
 ※最新の募集状況についてはホームページなどでご確認ください。
 ※一度提出された出願書類は返還しません。
 ※出願書類に不備や不足があると受理できない場合がありますので、出願期間に余裕をもって提出してください。
 ※出願期間の最終日は午後5時が受付期限となります。

8 選考結果の通知

選考結果発送日に可否を特定記録郵便にて発送します。
 ※ 電話などのお問い合わせはご遠慮ください。

9 入学手続き

指定日(通常、合格通知から10日以内)までに学費納入手続きを完了し、必要書類(誓約書・個人情報の取扱に関する同意書、学費納入領収書の写しなど)を提出してください。

10 学費

① 社会福祉科(昼間課程)

区分	入学金	授業料	施設設備費	実習料	合計
年間一括	150,000円	550,000円	150,000円	150,000円	1,000,000円
分納の場合 (入学手続き時)	150,000円	275,000円	75,000円	75,000円	575,000円

※年間一括納入が原則となりますが、届出により入学金を除く学費を2分割で納入する分納が利用可能です。
 分納の場合、1年次残額の納入期限は令和9年9月下旬を予定しています。
 ※実務経験のある方は実習料の納入を免除することができます。詳細はP.5「現場実習に係わる科目の免除について」をご参照ください。
 ※学費以外にテキスト代(5.5万円程度)、実習施設への交通費などが必要となります。
 ※一旦納入された検定料および学費は原則として返還しません。ただし、指定日(原則、令和9年3月31日)までに入学を辞退した場合には、検定料と入学金を除く学費を返還いたします。

② 社会福祉科(通信課程)

年別	入学金	授業料	実習料	合計
初年度	30,000円	140,000円	75,000円	245,000円
次年度	—	140,000円	75,000円	215,000円
総計	30,000円	280,000円	150,000円	460,000円

※初年度学費は入学手続き時、次年度学費は令和10年3月20日までの納入となります。
 ※授業料にはスクーリング受講料を含みます。 ※学費ローンを利用した分割払い(詳細P.10)も可能です。
 ※実務経験のある方は実習料の納入を免除することができます。詳細はP.5「現場実習に係わる科目の免除について」をご参照ください。
 ※学費以外にテキスト代(5.5万円程度)、学習システム利用料(年間6,000円)、実習施設への交通費などが必要となります。
 ※一旦納入された検定料および学費は原則として返還しません。ただし、指定日(原則、令和9年3月31日)までに入学を辞退した場合には、検定料と入学金を除く学費を返還いたします。

③ 精神保健福祉科(通信課程)

年別	入学金	授業料	実習料	合計
初年度	30,000円	175,000円	80,000円	285,000円
次年度	—	175,000円	80,000円	255,000円
総計	30,000円	350,000円	160,000円	540,000円

※初年度学費は入学手続き時、次年度学費は令和10年3月20日までの納入となります。
 ※授業料にはスクーリング受講料を含みます。 ※学費ローンを利用した分割払い(詳細P.10)も可能です。
 ※実務経験のある方は実習料の納入を免除することができます。詳細はP.5「現場実習に係わる科目の免除について」をご参照ください。
 ※学費以外にテキスト代(5.5万円程度)、学習システム利用料(年間6,000円)、実習施設への交通費などが必要となります。
 ※一旦納入された検定料および学費は原則として返還しません。ただし、指定日(原則、令和9年3月31日)までに入学を辞退した場合には、検定料と入学金を除く学費を返還いたします。

11 入学許可証の送付

入学手続きを完了された方に入学許可証をお送りします。

12 入学辞退について

入学を許可された方が入学を辞退する際は指定日(原則、令和9年3月31日)までに入学辞退を届け出てください。

学費返還制度(P.9参照)に従い、入学金を除く学費を返還いたします。

13 現場実習に係わる科目の免除について

指定施設で1年以上の実務経験のある方は、出願時に下記の要領で申請することにより、

審査のうえ現場実習に係わる科目を免除することができます。

① 社会福祉科(昼間課程・通信課程)

対 象	指定施設で1年以上の実務経験のある方	精神保健福祉士・介護福祉士の実習を履修した方
内 容	「ソーシャルワーク実習240時間(全部)」及び「ソーシャルワーク実習指導」の履修が免除されます。なお、免除が認められた方は、実習料(昼間課程15万円、通信課程15万円)の納入の必要はありません。但し、科目免除による学費返還の対象とはなりません。 実務経験として認められる業務の範囲についてはP.11～P.16「相談援助実務の範囲」をご参照ください。 ※「ソーシャルワーク実習240時間(全部)」、「ソーシャルワーク実習指導」のどちらか片方だけの免除は認められません。	「ソーシャルワーク実習60時間(一部)」の履修が免除されます。なお、免除が認められた方は、実習料の一部(2万円)の納入の必要はありません。
必要書類	入学資格②～④で出願される場合も含めて、免除を希望される方は 実務経験申告書(様式3) 、 実務経験証明書(様式4) 、 履修科目・実習免除申請書(様式5) を他の出願書類と一緒に提出してください。	履修科目・実習免除申請書(様式5) にソーシャルワーク実習を履修したことを証明する書類(単位修得証明書または成績証明書)を添えて他の出願書類と一緒に提出してください。

② 精神保健福祉科(通信課程)

対 象	指定施設で1年以上の実務経験のある方	社会福祉士のソーシャルワーク実習を履修した方
内 容	「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク実習210時間(全部)」の履修が免除されます。なお、免除が認められた方は、実習料(16万円)の納入の必要はありません。実務経験として認められる業務の範囲についてはP.17～P.19をご参照ください。 ※「ソーシャルワーク実習210時間」、「ソーシャルワーク実習指導」のどちらか片方だけの免除は認められません。	「ソーシャルワーク実習60時間(一部)」の履修が免除されます。なお、免除が認められた方は、実習料の一部(2万円)の納入の必要はありません。
必要書類	入学資格②～④で出願される場合も含めて、免除を希望される方は 実務経験申告書(様式3) 、 実務経験証明書(様式4) 、 履修科目・実習免除申請書(様式6) を他の出願書類と一緒に提出してください。	履修科目・実習免除申請書(様式6) にソーシャルワーク実習を履修したことを証明する書類(単位修得証明書または成績証明書)を添えて他の出願書類と一緒に提出してください。

14 出願方法

14-1. インターネット出願

インターネット出願の特徴

- ①スマートフォンやタブレット、パソコンがあれば、どこからでも出願可能
- ②検定料はクレジットカードやコンビニなどから24時間お支払い可能
- ③登録から出願受理まで、オンライン画面でいつでも確認可能

出願可能な入試区分 推薦選考、一般選考

インターネット出願の流れ

1

スマートフォンやパソコンで専用ページにアクセス

https://www.tokai-med.ac.jp/web_shutsugan/



2

画面に従って必要事項を入力

ユーザー登録後、ログインして出願登録を行ってください。

※「signup@syutsugan.net」「info@syutsugan.net」からのメール受信許可設定をしてください。
(届かない場合は迷惑メールフォルダもご確認ください。)

3

検定料のお支払い

出願登録後、所定のクレジットカード(JCB、Visa、Master、American Express、Diners)もしくは全国のコンビニ(ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、セイコーマート)や銀行ATM(ゆうちょ銀行)からお支払いください。

4

必要書類の郵送【出願期間(P.4参照)必着】

卒業証明書、小論文など(詳細はP.3・⑤出願書類を参照)をセムイ学園入試センター(〒450-0003名古屋市中村区名駅南2-7-2)宛てに特定記録郵便で郵送してください。

速達を利用されない場合、配達に3日~4日かかる場合がありますので、ご注意ください。

14-2. 郵送での出願

郵送のみでの出願を希望の方は、綴じ込まれている「入学願書」等をご利用ください。

15 履修科目免除制度について

他の学校等において履修した科目について、出願時に下記の要領で申請することにより、審査のうえ履修を免除することができる制度です。

① 社会福祉科(昼間課程)

対 象	他の学校等において、指定の科目を履修された方。
内 容	法令で定められた科目読替え範囲により認定された場合には、 <u>全科目の総履修時間数の2分の1を超えず、かつ、総履修単位数の2分の1を超えない範囲</u> で科目の履修を免除することができます。 なお、免除の認められた方には、入学後、該当科目分の授業料(30時間科目1科目につき10,000円)を返還いたします。 科目の読替え範囲についてはP.20「科目の読替え範囲」をご参照ください。 ※ 国家試験の受験が免除されない科目については、国家試験合格を目指すために免除科目であっても履修されることを強くお勧めします。
必要書類	履修科目・実習免除申請書(様式5)に、法令で定められた科目読替え範囲により認定された科目の履修を証明する書類(成績証明書または単位修得証明書)を添えて他の出願書類と一緒に提出してください。

② 社会福祉科(通信課程)

対 象	他の学校等において、指定の科目を履修された方。
内 容	法令で定められた科目読替え範囲により認定された場合には、 <u>全科目の総履修時間数の2分の1を超えない範囲</u> で科目の履修を免除することができます。 科目の読替え範囲についてはP.20「科目の読替え範囲」をご参照ください。 ※ 履修の免除のみで、該当学費の免除はありません。 ※ 国家試験の受験が免除されない科目については、国家試験合格を目指すために免除科目であっても履修されることを強くお勧めします。
必要書類	履修科目・実習免除申請書(様式5)に、法令で定められた科目読替え範囲により認定された科目の履修を証明する書類(成績証明書または単位修得証明書)を添えて他の出願書類と一緒に提出してください。

③ 精神保健福祉科(通信課程)

対 象	他の学校等において、指定の科目を履修された方。
内 容	法令で定められた科目読替え範囲により認定された場合には、 <u>全科目の総履修時間数の2分の1を超えない範囲</u> で科目の履修を免除することができます。 科目の読替え範囲についてはP.21「科目の読替え範囲」をご参照ください。 ※ 履修の免除のみで、該当学費の免除はありません。 ※ 国家試験の受験が免除されない科目については、国家試験合格を目指すために免除科目であっても履修されることを強くお勧めします。
必要書類	履修科目・実習免除申請書(様式6)に、法令で定められた科目読替え範囲により認定された科目の履修を証明する書類(成績証明書または単位修得証明書)を添えて他の出願書類と一緒に提出してください。

16 Wライセンス制度のご案内

本校では、社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格取得を目指す方のために二つのWライセンス制度を設けています。

なお、Wライセンス制度は比較的短期間に両資格の取得が目指せる一方、学習が多くなりますのでご利用の際はオープンキャンパスで情報収集をするなど慎重にご検討ください。

【対象】両学科の受験資格を満たした上で、両方またはいずれかの現場実習が免除となる方

① 社会福祉科(昼間課程) + 精神保健福祉科(通信課程)

	2学科分の通常学費	Wライセンス		
		社会福祉士の実務経験あり	精神保健福祉士の実務経験あり	両方の実務経験あり
入学金	180,000円	30,000円		
授業料	900,000円	730,000円		
実習料	310,000円	160,000円	150,000円	0円
施設設備費	150,000円	150,000円		
計	1,540,000円	1,070,000円	1,060,000円	910,000円

② 社会福祉科(通信課程) + 精神保健福祉科(通信課程)

	2学科分の通常学費	Wライセンス		
		社会福祉士の実務経験あり	精神保健福祉士の実務経験あり	両方の実務経験あり
入学金	60,000円	30,000円		
授業料	630,000円	630,000円		
実習料	310,000円	160,000円	150,000円	0円
計	1,000,000円	820,000円	810,000円	660,000円

※Wライセンスをご希望の方はインターネット出願をご利用いただけません。

※Wライセンスを希望される場合でも、入学判定は個別に行うために社会福祉科と精神保健福祉科のそれぞれに入学願書と小論文を提出してください。

卒業証明書は1通で構いません。

※Wライセンスを利用できるのは同時に申し込まれた方に限ります。

※Wライセンスで同時に申し込まれる場合、検定料は1学科分(15,000円)のみで受験いただけます。

17 奨学金及び支援制度

① 学園の奨学金について

利子補給奨学金

適用学科	社会福祉科(昼間課程)のみ
対象	教育ローンを利用して入学される方で世帯の収入が学園が定める所得基準未満である方。
内容	在学期間中、納入された学費に対する利子を奨学金として支給します。 ※ 金利上限3.5%、年間支給上限6万円 ※ 学費全納後の支給となります。 ※ 返済義務はありません。
申請書類	1. 学園の奨学金申請書、2. 次のいずれかの令和7年1月1日～令和7年12月31日分の世帯の所得を確認できる書類 (①所得証明(課税・非課税証明)書※コピー不可 ②給与所得等に係わる市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定通知書 ※コピー可・所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可、3.住民票の写し(コピー不可・世帯全員及び世帯主の記載があるもの) ※ その他、教育ローン契約後に契約書類等の提出が必要となります。 ※ 詳しい要項などはホームページでご覧いただけます。郵送をご希望の方は、入学サポートセンターまでご連絡ください。
申請時期	合格後、入学手続き時に申請します。
参考	在学中1年間の学費を教育ローンなどを利用して支払う場合、元金据置期間を1年、ローン金利が3.5%とすると学園が支給する利子補給奨学金は次の通りです。 $\frac{\text{学費}100\text{万} \times \text{金利}0.035 = 35,000\text{円}}{\text{合計} = 35,000\text{円}}$ ※ 利子補給奨学金の金利上限は、3.5%に設定しています。
備考	有資格者奨学金、同窓生子弟奨学金との併用はできません。

ひとり親家庭奨学金

適用学科	社会福祉科(昼間課程)のみ
対象	ひとり親家庭で学費を親(本人)が負担している方であって、世帯の収入が学園が定める所得基準未満である方。
内容	入学後、10万円の奨学金を支給します。 ※ 学費全納後の支給となります。 ※ 返済義務はありません。
申請書類	1.学園の奨学金申請書、2次のいずれかの令和7年1月1日～令和7年12月31日分の世帯の所得を確認できる書類 (①所得証明(課税・非課税証明)書※コピー不可②給与所得等に係わる市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定通知書 ※コピー可・所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可、3.住民票の写し(コピー不可・世帯全員及び世帯主の記載があるもの)) ※ 詳しい要項などはホームページでご覧いただけます。郵送をご希望の方は、入学サポートセンターまでご連絡ください。
申請時期	合格後、入学手続き時に申請します。
備考	有資格者奨学金、同窓生子弟奨学金との併用はできません。

有資格者奨学金

適用学科	社会福祉科(昼間課程)のみ
対象	医療・福祉の国家資格、介護支援専門員、教員免許、実務者研修(旧ホームヘルパー1級)、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)のいずれかを取得している方。
内容	入学後、10万円の奨学金を支給します。 ※ 学費全納後の支給となります。 ※ 資格取得見込みで申請された方は、資格取得を証明する書類の提出後の支給となります。 ※ 返済義務はありません。
申請書類	1.学園の奨学金申請書(様式7) 2.資格取得を証明する書類(コピー可)
申請時期	合格後、入学手続き時に申請します。
備考	利子補給奨学金、ひとり親家庭奨学金、同窓生子弟奨学金との併用はできません。

同窓生子弟奨学金

適用学科	全学科
対象	受験者本人もしくは受験者の2親等以内の親族がセムイ学園(東海歯科医療専門学校、東海医療工学専門学校、東海医療科学専門学校、東海医療福祉専門学校)の卒業生もしくは在校生である方。
内容	昼間課程へ入学:入学後、10万円の奨学金を支給します。 通信課程へ入学:入学後、3万円の奨学金を支給します。 ※ 学費全納後の支給となります。 ※ 返済義務はありません。
申請書類	1.学園の奨学金申請書(様式7) 2.受験者本人もしくは受験者の2親等以内の親族の本学園卒業(修了)証書の写しもしくは学生証の写し 3.本学園卒業もしくは在校生の方との続柄を証明する書類(戸籍抄本など)
申請時期	合格後、入学手続き時に申請する。
備考	利子補給奨学金、ひとり親家庭奨学金、有資格者奨学金との併用はできません。

② 支援制度

学費返還制度

適用学科	全学科
内容	入学手続き後、指定日(原則、令和9年3月31日)までに入学辞退を届け出た方に入学金を除く学費(授業料、施設設備費、実習料)を返還する制度です。そのため、入学前にやむを得ない事情で入学辞退をされる方の経済的負担を軽減することができます。 ※ 一度納入された入学金は理由のいかんにかかわらずお返しできません。 ※ 返還の際の振込手数料は入学手続き者負担とさせていただきます。

③ その他の奨学金・提携教育ローン

日本学生支援機構奨学金

対象学科	社会福祉科(昼間課程)のみ
内容	独立行政法人日本学生支援機構が運営する奨学金で、第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子)があります。いずれも申込みには申込資格などを満たす必要があります。 【第一種奨学金(無利息)】 無利息の奨学金です。特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な方に貸与を行います。 【第二種奨学金(利息付)】 利息付の奨学金です。利率固定方式または利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれかの一方を選択します。なおいずれの方式も利率は年3.0%が上限です。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された方に貸与します。
申込	【在学採用】進学後の申込み 本学では入学後の5月頃に説明会を開き、申込みを受け付けます。なお、予約採用で不採用になった人も再度申込みできます。 ※申込資格などを満たしていても採用されない場合がありますので、予めご了承ください。
備考	詳細は学生支援機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/)をご覧ください。

国の教育ローン

内容	日本政策金融公庫が教育費を用途として融資を行います。融資限度額は一人350万円まで、返済期間は15年以内の社会人でも使える進学ローンです。 利率:年3.15%(令和7年9月現在) ※母子父子家庭の方は、年2.75% ※利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
申込	入学資金の場合は、合格発表前の申込ができますので、早めに最寄りの日本政策金融公庫窓口までお問い合わせください。
備考	詳細は日本政策金融公庫ホームページ(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html)をご覧ください。

信販会社の学資ローン

内容	ジャックスの教育ローン(株式会社ジャックス)、学費サポートプラン(株式会社オリエント・コーポレーション)などの信販会社が行っている学資融資制度を利用することができます。学資融資という性格上、一般の融資よりも有利な内容となっております。
備考	ジャックスの教育ローン (https://www.jaccs.co.jp/service/credit/education/yuyu/) 学費サポートプラン (https://orico-web.jp/gakuhi/index.html) をご覧ください。

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)

対象学科	社会福祉科(昼間課程・通信課程)、精神保健福祉科(通信課程)
対象入学時期	社会福祉科(昼間課程・通信課程) 精神保健福祉科(通信課程)…………… 令和8年4月入学まで ※対象入学時期につきましては、3年ごとに再指定申請をおこなっております。 申請結果については、ホームページをご覧ください。
対象者	受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。 専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため「教育訓練支援給付金」が支給されます。
内容	受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給(年間上限40万円)。 更に、受講修了日から1年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給(合計70%、年間上限56万円)、加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%を追加支給(合計80%、年間上限8万円)。 ※なお、 受講開始日(4月1日)の2週間前までにハローワークへ支給申請手続を行う必要があります。
備考	詳細はハローワークインターネットサービス(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)をご覧ください。

18 入学資格について

● 相談援助実務の範囲

社会福祉科(昼間課程)・社会福祉科(通信課程)

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(令和6年7月3日社援発0703第1号)」厚生労働省社会・援護局長通知により定められています。これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童分野			
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士	
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 少年指導員(少年を指導する職員) 個別対応職員 自立支援担当職員 保育士	
	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員	
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 心理担当職員	
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	
	知的障害児通園施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	
	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員	
	重症心身障害児施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 心理指導員(心理指導を担当する職員)	
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 自立支援担当職員	
	児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 養親等相談支援員 市町村連携支援員 レスパイト・ケア担当職員	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) ★障害福祉サービス経験者(※4)
		放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) ★障害福祉サービス経験者(※4)
		居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当者職員に限る)(※1) 児童発達支援管理責任者
		保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当者職員に限る)(※1) 児童発達支援管理責任者

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童分野				
児童福祉法	障害児相談支援事業	相談支援専門員 相談支援員		
	乳児院	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員		
		医療型児童発達支援を行なう施設	児童指導員(※2) 保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	
			指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 ・国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)
				児童自立生活援助事業を行なっている施設
		地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		
	養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者		
	児童厚生施設(児童遊園を除く)	職員のうち相談援助業務を行なっている者		
	親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員		
	社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員		
		妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	支援コーディネーター 母子支援員	
	子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員		
	児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員		
	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員		
		妊産婦等包括相談支援事業を行なう事業所	相談支援業務を行なっている職員	
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行なっている職員		
	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者 相談員	
	その他	利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	
		児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なう職員(相談員)	
支援地域生活 障害児等療育支援事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員		
心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行なっている職員		
子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間看護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行なっている職員		
重症心身障害児(者)通園事業を行なう施設		★児童指導員(※2) ★保育士(※3)		
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー		
子ども家庭総合支援拠点 医療的ケア児支援センター		相談援助業務を行なっている職員 医療的ケア児等コーディネーター		
高齢者分野				
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
		介護老人保健施設	支援相談員 相談指導員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
			指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
		地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(※5)(保健師、主任介護支援専門員等)	
	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む	生活相談員 計画作成担当者		
	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(※3) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	生活相談員		
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	生活相談員		
	指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員		
	指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員		
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター		
	指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者		
	指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)		
	指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)		

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
高齢者分野			
介護 保険法	指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	
	居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
	介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	
	第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	
老人 福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	
	特別養護老人ホーム(地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	
	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	生活相談員	
	老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	
	老人短期入所施設	生活相談員	
	老人デイサービスセンター	生活相談員	
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	
	有料老人ホーム	生活相談員	
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世帯付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	
障害者分野			
身体障害者 福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	
	点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	
精神保健及び 精神障害者 福祉に関する 法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) 精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) 精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) 心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	
知的障害者 福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	
障害者 総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員(※7) 就労支援員 サービス管理責任者	
	地域活動支援センター	★指導員(※7)	
	福祉ホーム	管理人	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	
	更生 身体 障害者 支援 施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員(※7)
		身体障害者療護施設	★生活支援員(※7)
		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(※7)
		身体障害者福祉工場	★指導員(※7)
	社会 精神 障害者 社会 復帰 施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的 障害者 支援 施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員(※7)
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(※7)
		知的障害者通所寮	★生活支援員(※7)
	障害 福祉 サー ビス 事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員(※7) サービス管理責任者
		自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者
		就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員(相談援助を行なう場合に限る)
		就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者 職業指導員(相談援助を行なう場合に限る)
		就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員 サービス管理責任者
自立生活援助を行なう施設		地域生活支援員 サービス管理責任者	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者分野			
障害者 総合支援法	障害者福祉サービス事業	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
		短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行なっている職員
		重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
		共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
		共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行なっている職員
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
		日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	
	特定相談支援事業所	相談支援員	
相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員		
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員 相談援助業務を行なっているケースワーカー	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	
	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	就業支援担当者
		主任職場定着支援担当者	生活支援担当職員
生活支援担当職員			
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター	
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者		
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者		
その他の分野			
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) 精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) 精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) 心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員	
生活保護法	救護施設	生活指導員	
	更生施設	生活指導員	
	授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	
	宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	
	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	
	子どもの進路選択支援事業を行なっている事業所	支援員	
	被保護者就労準備支援事業を行なっている事業所	被保護者就労準備支援担当者	
被保護者家計改善支援事業を行なっている事業所	家計改善支援員		
被保護者地域居住支援事業を行なっている事業所	居住支援員		
生活困窮者自立支援法	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者	
	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	
		相談支援員	
		就労支援員	
		就労支援準備担当者	
		家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	
		住まい相談支援員	
子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行なっている職員			
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	
		身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	
		知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	
		老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	
		現業員・ケースワーカー	
		家庭児童福祉主事	
		家庭相談員	
		面接相談員	
		女性相談支援員	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	
		生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	
生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員			
生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員			

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
その他の分野		
社会福祉法	隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員
	都道府県社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員) 相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員) 福祉活動専門員 相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員 心理支援員 女性相談支援員
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員
母子保健法	母子健康包括支援センター 産後ケア事業を実施する施設	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 相談に応ずる職員
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官
		法務教官
		法務技官(心理)
		福祉専門官
少年院法	少年院	法務教官
		法務技官(心理)
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官
		法務技官(心理)
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官 社会復帰調整官
	保護観察所	保護観察官 社会復帰調整官
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任
		補導員
		福祉職員
		薬物専門職員
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員
その他	就業支援事業を行なっている施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	相談援助業務を行なっている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員
	就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要綱に規定する事業)	就労支援員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行なっている職員
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
		主任相談支援員
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)	相談支援員
	家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	就労支援員 家計相談支援員
	地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員
	子ども、若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員
	官民協働等女性支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員
	若年被害女性等支援事業を行なう事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員
	相談援助業務を行なっている相談員	
厚生労働大臣が個別に認めた施設	■個別認定が必要な相談援助業務について 対象：施設(事業)種類が「厚生労働大臣が個別に認めた施設」または職種が「その他」に該当する場合 対応：個別認定には審査期間が必要になるため、該当する方のお願は第1期のみに限らせていただきます。 また、個別認定を必要とする場合は、別途提出書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	

【注意事項】

- (※1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
- (※5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。
- (※6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。
- (※7) 「生活支援員・指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間中に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
現在廃止事業の分野 ※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。	
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員
身体障害者福祉ホーム	生活指導員
精神障害者地域生活支援センター	管理人
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	精神保健福祉士
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	精神障害者社会復帰指導員
知的障害者デイサービスセンター	相談援助業務を行なっている職員
知的障害者福祉ホーム	指導員
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業)	生活指導員
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 	相談援助業務を行なっている職員
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業)	相談援助業務を行なっている職員
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業 	相談援助業務を行なっている職員
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業)	相談援助業務を行なっている職員
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む 	相談援助業務を行なっている職員
経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員
知的障害者生活支援事業	相談援助業務を行なっている職員
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業 	相談援助業務を行なっている職員
高齢者住宅等安心確保事業	生活援助員
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅) 等において実施する事業 	生活援助員
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員
子ども家庭相談事業	相談援助業務を行なっている相談員
<ul style="list-style-type: none"> ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業 	相談援助業務を行なっている相談員
乳幼児健全育成相談事業	相談援助業務を行なっている相談員
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・乳児院 において実施する事業 	相談援助業務を行なっている相談員
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員

● 相談援助実務の範囲

精神保健福祉科(通信課程)

(注意) 第28回試験の相談援助業務の範囲を掲載しています。

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な相談援助業務の範囲は、次のとおりとなっています。

【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】

【精神保健福祉法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成23年厚生労働省告示第277号)】

【指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号)】

相談援助の業務

【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について(平成14年5月20日障精発 0520001号)別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

(1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

(2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

(3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

注意 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

対象となる施設(事業)・職種

職種「★その他」は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(上記「相談援助の業務」(1)～(5))に該当するか個別に確認します。「実務経験証明書」と併せて、受験資格を得るために必要な基準を満たすことを確認する書類を提出いただきます。

施設(事業)種類(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ★その他(上記、注意事項を参照)
	精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ★その他(上記、注意事項を参照)
児童福祉法	障害児通所支援事業を行なう施設(児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	乳児院	・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・里親支援専門相談員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	児童養護施設	・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ・里親支援専門相談員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	福祉型障害児入所施設(知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・心理担当職員 ・職業指導員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設)	・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・自立支援担当職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	児童相談所	・児童福祉司 ・児童心理司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ★その他(上記、注意事項を参照)
	母子生活支援施設	・母子支援員 ・少年を指導する職員 ・心理療法担当職員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員 ・保育士 ★その他(上記、注意事項を参照)
	障害児相談支援事業を行なう施設	・相談支援専門員 ・相談支援員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	児童自立支援施設	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ★その他(上記、注意事項を参照)

	施設(事業)種類(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
児童福祉法	児童家庭支援センター	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	児童自立生活援助事業を行なう施設	・相談援助業務を行なう指導員 ・自立支援担当職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	里親支援センター	・里親制度等普及促進担当者 ・里親等支援員 ・里親研修等担当者 ・市町村連携支援員 ・養親等相談支援員 ・自立支援担当職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ★その他(職種名を記入)
	社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員
	妊産婦等生活援助事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・母子支援員
	一時保護施設	・児童指導員 ・保育士 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員
	養育支援訪問事業を行なっている事業所	・訪問支援者
	親子再統合支援事業を行なっている事業所	・相談援助業務を行なっている職員
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関	・養子縁組あっせん責任者 ・相談員
子ども若者育成支援推進法	子ども・若者総合相談センター	・相談援助業務を行なっている職員
地域保健法	保健所	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	市町村保健センター	
医療法	病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ★その他(上記、注意事項を参照)
	診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	・医療ソーシャルワーカー
生活保護法	救護施設	・生活指導員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	更生施設	
	被保護者就労支援事業を行なう事業所	・就労支援員
	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	
	被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者 ・家計改善支援員 ・居住支援員
	子どもの進路選択支援事業を行なう事業所 被保護者地域居住支援事業を行なう事業所 就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	・就労支援員
日常生活支援住居施設	・生活支援員 ・生活支援提供責任者	
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者
	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	
	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	
社会福祉法	福祉事務所	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・女性相談支援員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	・専門員
	市町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー ★その他(上記、注意事項を参照)
法務省設置法	保護観察所	・社会復帰調整官 ・保護観察官 ★その他(上記、注意事項を参照)
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ★その他(上記、注意事項を参照)
	地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者 ★その他(上記、注意事項を参照)
	障害者就業・生活支援センター	・主任職場定着支援担当者 ・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・生活支援担当職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	・相談支援員 ・心理支援員 ・女性相談支援員
	女性自立支援施設	・入所者の自立支援を行なう職員

施設(事業)種類(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種	
刑事収容施設法	刑事施設	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官	
少年院法	少年院	・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官	
少年鑑別所法	少年鑑別所	・法務教官 ・法務技官(心理)	
更生保護事業法	更生保護施設	・補導に当たる職員 ・福祉職員 ・薬物専門職員 ・訪問支援職員 ★その他(上記、注意事項を参照)	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	・生活支援員 ★その他(上記、注意事項を参照)
		自立訓練を行なう施設	・サービス管理責任者 ★その他(上記、注意事項を参照)
		就労移行支援を行なう施設	・職業指導員 ・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ★その他(上記、注意事項を参照)
		就労継続支援を行なう施設	・職業指導員 ・生活支援員 ・サービス管理責任者 ★その他(上記、注意事項を参照)
		就労定着支援を行なう施設	・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
		自立生活援助を行なう施設	・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
	地域生活支援事業	短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
		重度障害者等包括支援を行なう施設	
		共同生活援助を行なう施設(共同生活介護であった期間を含む)	
	一般相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)
		障害者相談支援事業を行なっている施設	
		障害児等療育支援事業を行なっている施設	
		一般相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	
		特定相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	
		障害者支援施設	
地域活動支援センター			
福祉ホーム			
基幹相談支援センター	・相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)		
介護保険法	地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意1) (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く) ★その他(上記、注意事項を参照) (注意1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができます。通知の内容を必ず確認してください。	
職業安定法	公共職業安定所	・精神・発達障害者雇用サポーター ・障害学生等雇用サポーター	
その他	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員 ★その他(上記、注意事項を参照)	
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	・相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	
	スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	・スクールソーシャルワーカー ★その他(上記、注意事項を参照)	
	就業支援事業を行なう施設(ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	・就業相談業務を行なう相談員	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	・相談員	
	ひきこもり地域支援センター	・ひきこもり支援コーディネーター	
	地域生活定着支援センター	・相談援助業務に従事する職員	
	ホームレス自立支援事業を行なう施設	・生活相談指導員 ★その他(上記、注意事項を参照)	
	地域若者サポートステーション	・相談援助業務に従事する職員	
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・支援コーディネーター	
	子ども家庭総合支援拠点	・相談援助業務を行なっている職員	
	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	・精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員 (注意)個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に試験センターへ電話で連絡してください。 ※受験資格を得るために、短期養成施設・一般養成施設に入学する場合、各養成施設が相談援助実務の審査を行ないますので、各養成施設にお問い合わせください。	
	現在廃止事業の分野 ※右記に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。	精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	・世話人 ★その他(上記、注意事項を参照)
精神障害者社会復帰施設		・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 ★その他(上記、注意事項を参照)	
知的障害者援護施設		・生活支援員 ★その他(上記、注意事項を参照)	
児童デイサービス		・相談援助業務に従事する職員 ★その他(上記、注意事項を参照)	

■ 個別認定が必要な相談援助業務について

対象：施設(事業)種類が「その他厚生労働大臣が個別に認めた施設」または職種が「その他」に該当する場合

対応：個別認定には審査期間が必要になるため、該当する方の出願は第1期のみに限らせていただきます。

また、個別認定を必要とする場合は、別途提出書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

19 履修科目免除について

● 科目の読替え範囲

社会福祉科(昼間課程・通信課程)

令和2年7月厚生労働省社援発0709第14号厚生労働省社会・援護局長による科目の読替え範囲は次のとおりです。

指定科目等名	読替えの範囲
医学概論	医学一般、医学知識、人体の構造（・）機能（・）疾病、人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	①心理学、心理学理論と心理的支援
	②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会学と社会システム	①社会学、社会理論と社会システム
	②家族社会学及び地域社会学の2科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
権利擁護を支える法制度	①権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度
	②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目
地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉、地域福祉の理論と方法
	②地域福祉及びコミュニティワーク又はコミュニティソーシャルワークのうちのいずれかの2科目
高齢者福祉	介護保険、介護保険制度、介護保険サービス、高齢者福祉制度、高齢者福祉サービス、老人福祉、老人福祉制度、老人福祉サービス、高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児（・）者福祉、障害児（・）者福祉制度、障害児（・）者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童家庭福祉、児童（・）家庭福祉制度、児童（・）家庭福祉サービス、児童福祉、児童福祉制度、児童福祉サービス、家庭福祉、家庭福祉制度、家庭福祉サービス、児童（・）家庭に対する支援と児童（・）家庭福祉制度、子ども家庭福祉、こども家庭福祉、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	公的扶助、生活保護、生活保護制度
保健医療と福祉	保健医療、保健医療制度、医療制度、保健医療サービス、医療福祉、医療ソーシャルワーク
刑事司法と福祉	更生保護、更生保護制度、司法福祉
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助、相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの理論と方法、相談援助、相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	
社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
福祉サービスの組織と経営	福祉経営、福祉運営管理、福祉管理運営、社会福祉経営、社会福祉運営管理、社会福祉管理運営、社会福祉施設経営
ソーシャルワーク演習	相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、相談援助演習、ソーシャルワーク演習
ソーシャルワーク演習（専門）	
ソーシャルワーク実習指導	相談援助現場実習指導、相談援助技術実習指導、相談援助技術現場実習指導、社会福祉援助技術実習指導、社会福祉援助技術現場実習指導、社会福祉実習指導、社会福祉現場実習指導、相談援助実習指導、ソーシャルワーク現場実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助現場実習、相談援助技術実習、相談援助技術現場実習、社会福祉援助技術実習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉実習、社会福祉現場実習、相談援助実習、ソーシャルワーク現場実習

(注) ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法、ソーシャルワークの理論と方法（専門）を一体の科目として行う場合にあっては、次のとおりとすること。

ソーシャルワークの基盤と専門職 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門） ソーシャルワークの理論と方法 ソーシャルワークの理論と方法（専門）	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク
--	-------------------

● 科目の読替え範囲

精神保健福祉科(通信課程)

令和3年1月厚生労働省障発0104第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長による科目の読替え範囲は次のとおりです。

指定科目等名	読替えの範囲
医学概論	医学一般、医学知識、人体の構造（・）機能（・）疾病、人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	①心理学、心理学理論と心理的支援
	②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会学と社会システム	①社会学、社会理論と社会システム
	②家族社会学及び地域社会学の2科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉、地域福祉の理論と方法
	②地域福祉及びコミュニティワーク又はコミュニティソーシャルワークのうちのいずれかの2科目
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
障害者福祉	障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児（・）者福祉、障害児（・）者福祉制度、障害児（・）者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
権利擁護を支える法制度	①権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度
	②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目
刑事司法と福祉	更生保護、更生保護制度、司法福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
精神医学と精神医療	精神疾患とその治療、精神医学、精神科医学
現代の精神保健の課題と支援	精神保健、精神保健の課題と支援、現代のメンタルヘルスの課題と支援、メンタルヘルスの課題と支援
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助、相談援助の基盤と専門職
精神保健福祉の原理	読替なし
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの理論と方法、相談援助、相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	読替なし
精神障害リハビリテーション論	読替なし
精神保健福祉制度論	読替なし
ソーシャルワーク演習	精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助演習（基礎）、相談援助技術演習、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉演習、相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、相談援助演習、ソーシャルワーク演習
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉援助演習、相談援助技術演習、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉演習
ソーシャルワーク実習指導	相談援助現場実習指導、相談援助技術実習指導、相談援助技術現場実習指導、精神保健福祉援助技術実習指導、精神保健福祉援助技術現場実習指導、精神保健福祉実習指導、精神保健福祉現場実習指導、精神保健福祉援助実習指導、ソーシャルワーク現場実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助現場実習、相談援助技術実習、相談援助技術現場実習、精神保健福祉援助技術実習、精神保健福祉援助技術現場実習、精神保健福祉実習、精神保健福祉現場実習、精神保健福祉援助実習、ソーシャルワーク現場実習

入学願書記入例

● 記入にあたって

1. 太枠の内側のみご記入ください。
2. 黒ボールペンをうい、楷書で記入してください。
3. 選択肢がある場合は該当する項目の□に✓を記入してください。
4. 氏名は原則として戸籍名(用字含)と同一にしてください。
5. 現場実習が必要な方は、願書裏面の【現場実習に関する確認事項】への記入をお願いします。
6. Wライセンスを希望される場合、入学願書と小論文を2通提出してください。
それ以外の学歴、職歴などについては入学時、個人票作成の際に記入をお願いしています。

様式1-①

受付日 ※ 年 月 日

※印記入不要

入学願書

東海医療科学専門学校
学校長 殿

写 真

(3cm×4cm)

- ・正面上半身無帽
- ・3ヶ月以内撮影
- ・スナップ写真不可

受験番号 ※

選考区分	<input type="checkbox"/> 推薦 <input checked="" type="checkbox"/> 一般		
志望学科	<input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉科(昼間課程) <input type="checkbox"/> 社会福祉科(通信課程) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉科(通信課程)		
フリガナ	トウ カイ マナブ	生年月日	西暦 〇〇年 5月 5日
氏 名	東海学	年 齢	22歳
		性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
現住所	〒 450 - 0003		
	愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2		
	電話 (052) 588 - 2977		
	e-mail manabu @ tokai-med.ac.jp		
携帯電話	(090) 1234 - 5678		
入学資格	<input checked="" type="checkbox"/> 4年制大学等卒業 →「卒業証明書」を添付 <input type="checkbox"/> 3年制短大等卒業+実務1年以上 } 「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付 <input type="checkbox"/> 2年生短大等卒業+実務2年以上 } <input type="checkbox"/> 実務4年以上 →「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付 <small>※社会福祉科(昼間課程)出願者は高等学校の卒業証明書を添付してください。</small>		
	入学資格を証明する学歴事項	セムイ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学	<input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校
		〇〇学部	〇〇学科
	西暦 2026年	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込	標準修業年限 4年

【記入にあたって】

1. 太枠の内側のみご記入ください。
2. 出願者本人が黒ボールペンをうい、楷書で記入してください。
3. 選択肢がある場合は該当する項目の□に✓を記入してください。
4. 氏名は原則として戸籍名(用字含)と同一にしてください。
5. 本校の入学願書では、入学選考に必要な情報のみ記載となります。それ以外の学歴、職歴などについては入学時、個人票作成の際に記入をお願いしています。
6. 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消し、出願者の印を押してください。修正テープなどによる訂正は認められません。

(裏面あり)

様式1-①

受付日 ※ 年 月 日

※印記入不要

入学願書

東海医療科学専門学校

学校長 殿

写真

(3cm×4cm)

- ・正面上半身無帽
- ・3ヶ月以内撮影
- ・スナップ写真不可

受験番号 ※

選考区分	<input type="checkbox"/> 推薦 <input type="checkbox"/> 一般		
志望学科	<input type="checkbox"/> 社会福祉科(昼間課程) <input type="checkbox"/> 社会福祉科(通信課程) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉科(通信課程)		
フリガナ	生年月日	西暦	年 月 日
氏名	年齢	歳	
	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
現住所	〒 —		
	電話 () —		
	e-mail @		
携帯電話	() —		
入学資格	<input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業 → 「卒業証明書」を添付		
	<input type="checkbox"/> 3年制短大等卒業+実務1年以上 } 「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付		
	<input type="checkbox"/> 2年生短大等卒業+実務2年以上 }		
	<input type="checkbox"/> 実務4年以上 → 「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付 ※社会福祉科(昼間課程)出願者は高等学校の卒業証明書を添付してください。		
入学資格を証明する学歴事項	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学		
	<input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校		
	学部		学科
	西暦	年	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込
標準修業年限		年	

【記入にあたって】

1. 太枠の内側のみご記入ください。
2. 出願者本人が黒ボールペンを用い、楷書で記入してください。
3. 選択肢がある場合は該当する項目の□に✓を記入してください。
4. 氏名は原則として戸籍名(用字含)と同一にしてください。
5. 本校の入学願書では、入学選考に必要な情報のみ記載となります。それ以外の学歴、職歴などについては入学時、個人票作成の際に記入をお願いしています。
6. 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消し、出願者の印を押してください。修正テープなどによる訂正は認められません。

(裏面あり)

【現場実習に関する確認事項】

現場実習について以下に記載の点をご理解いただけていますか。

<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
-----------------------------	------------------------------

社会福祉科と精神保健福祉科では福祉施設などで現場実習を行う科目が設定されており、本校が契約している施設で以下の期間で行われます。

社会福祉科

現場実習区分	日数	備考
機能の異なる 2カ所以上の実習	24日間 (180時間以上)	原則 ・平日の連続した日程で行います。 ・1日あたりの実習は、7.5時間以上です。
	8日間 (60時間)	

精神保健福祉科

現場実習区分	日数	備考
福祉施設	15日間	原則 ・平日の連続した日程で行います。 ・1日あたりの実習は、8時間以上です。
医療機関	12日間	
計	27日間以上	

現場実習は朝から夕方の実施となりますので、日中お仕事をされている方はお仕事を休んでいただくことになります。

「振替払込請求書兼受領証」貼付欄

<p>「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を貼り付けてください。</p> <p>ご依頼人氏名が記入されているか確認してください。</p> <p>※ATMでご入金の場合は、「ご利用明細票」(コピー可)を貼付してください。</p>
--

推薦書

東海医療科学専門学校
学校長 殿

次の者は、貴校の推薦選考志望者として適当と認め、推薦いたします。

フリガナ	生年月日(年齢)			
氏名	西暦	年	月	日生 (満 歳)
推薦理由	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----			
所在地		西暦	年	月 日
施設・機関名				
電話番号 ()				
施設・機関代表者				印

【記入にあたって】

1. 内容を訂正した場合は、記入者の訂正印を押してください。
2. 黒のボールペンを用い、楷書で記入してください。
3. 施設・機関代表者記入欄の印には公印を捺印してください。
4. クリニック等で公印がない場合、院長または施設長の私印を押印し、必ず余白に私印が公印である旨を記載してください。

実務経験申告書

西暦 年 月 日

東海医療科学専門学校
学校長 殿申告者（出願者）
氏 名（自署）

住 所

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、証明権者の証明書を添えて申告いたします。

所属していた(している)施設・機関	職 種	期 間	証明権者名
1	(法人名)	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月)	
	(施設・機関名)		
	(施設種類)		
2	(法人名)	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月)	
	(施設・機関名)		
	(施設種類)		
3	(法人名)	西暦 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月)	
	(施設・機関名)		
	(施設種類)		

【記入上の注意点】

- 黒のボールペンを用い、楷書で記入してください。
- 実務経験申告書は、実務経験証明書を元に出願者本人が記入してください。
- 実務経験申告書の内容は「実務経験証明書」の記載内容と一致する必要があります。
- 施設種類および職種は、P.11～P.19の「相談援助実務の範囲」に記載されたものと一致するように正確にご記入ください。記載内容に誤りや事実と異なる点がある場合、入学選考や科目免除審査の対象にできなかったり、国家試験受験資格が得られなくなる場合等がありますのでご注意ください。
- 現在も勤務中の場合は、期間欄の終了日部分に「現在に至る」と記入してください。
- 証明権者名欄には、証明権者の役職及び氏名を記入してください。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消し、申告者の印を押してください。修正テープなどによる訂正は認められません。
- 本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。



記入見本はこちら

実務経験証明書

東海医療科学専門学校

学校長 殿

フリガナ		生年月日	
本人氏名		西暦	年 月 日
法人名		施設・機関名	
施設種類	※募集要項P.11～P.19の通り、正確にご記入ください。		
職種	※募集要項P.11～P.19の通り、正確にご記入ください。		
※(1)、(2)のいずれか該当する方にご記入ください。			
(1)上記の者は、西暦 年 月 日より当施設・機関において <u>相談援助業務に従事している者であることを証明します。</u>			
(2)上記の者は、西暦 年 月 日より西暦 年 月 日まで <u>当施設・機関において相談援助業務に従事していたことを証明します。</u>			
証明書作成日	西暦 年 月 日		
証明権者	法人・施設・機関の所在地		
	法人名	施設・機関名	
	電話番号	() -	
	施設・機関代表者	公印	

【記入上の注意点】

- 実務経験証明書は、出願者の実務経験を施設・機関等が証明するための書類です。
- 出願者が所属するまたは所属していた施設・機関等の方が、黒のボールペンを用い、楷書で記入してください。証明を受ける者の**自筆は無効**です。
- 施設種類および職種は、P.11～P.19の「相談援助実務の範囲」に記載されたものと一致するように正確にご記入ください。記載内容に誤りや事実と異なる点がある場合、入学選考や科目免除審査の対象にできなかったり、国家試験受験資格が得られなくなる場合等がありますので**ご注意ください。**
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消し、証明権限を有する代表者の公印で訂正してください。修正テープなどによる訂正は認められません。
- クリニック等で公印がない場合、院長または施設長の私印を押印し、必ず余白に私印が公印である旨を記載してください。
- 本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。



記入見本はこちら

履修科目・実習免除申請書

東海医療科学専門学校

学校長 殿

申請者（自署）

氏 名

住 所

電話番号（ ）

私は、以下の科目を履修免除科目として承認していただきたいので、証明書を添えてここに申請いたします。

西暦 年 月 日

科 目	昼間課程		通信課程	他の学校などにおける履修科目名
	単位	時間数	時間数	
<input type="checkbox"/> 医学概論	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 心理学と心理的支援	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 社会学と社会システム	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 社会福祉の原理と政策	2	60	180	
<input type="checkbox"/> 地域福祉と包括的支援体制	2	60	180	
<input type="checkbox"/> 社会保障	2	60	180	
<input type="checkbox"/> 障害者福祉	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 貧困に対する支援	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 保健医療と福祉	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 権利擁護を支える法制度	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 社会福祉調査の基礎	1	30	90	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの基盤と専門職	1	30	90	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	1	30	90	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの理論と方法	2	60	180	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	60	180	
<input type="checkbox"/> 福祉サービスの組織と経営	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 高齢者福祉	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 児童・家庭福祉	1	30	90	
<input type="checkbox"/> 刑事司法と福祉	1	30	90	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク演習	1	30	90 ^{*1}	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク演習（専門）	4	120	360	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク実習指導	3	90	270	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク実習	<input type="checkbox"/> 240時間（全部）	6	240	
	<input type="checkbox"/> 60時間（一部）	2	60	
免除希望単位・時間数				※昼間課程は総履修時間数の2分の1(600時間)を超えず、かつ、総履修単位数の2分の1(19単位)を超えない範囲で免除することができます。 ※通信課程は総履修時間数の2分の1(1560時間)を超えない範囲で免除することができます。

※1 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク演習」を履修した方が、社会福祉科（通信課程）のソーシャルワーク演習で免除されるのは印刷授業81時間分のみとなり、スクーリングにはご参加いただく必要があります。

免除希望科目を履修した学校・文教研修施設・養成所

学校・文教研修施設名	所在地
	〒 —

【記入にあたって】

- 免除希望科目の□に✓印を、右側に対応する科目名を記入してください。
- 学校・文教研修施設・養成所については、学部・学科・コース名まで詳細に記入すること。
- P.5「現場実習に係わる科目の免除について」、P.7「履修科目免除制度について」を参照して記入すること。
- 実務経験1年以上の方で「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク実習」の免除を希望される場合は、科目の□に✓印を記入してください。（右側の記入は不要）

履修科目・実習免除申請書

東海医療科学専門学校

学校長 殿

申請者（自署）

氏 名

住 所

電話番号（ ）

私は、以下の科目を履修免除科目として承認していただきたいので、証明書を添えてここに申請いたします。

西暦 年 月 日

科 目	時間数	他の学校などにおける履修科目名
<input type="checkbox"/> 医学概論	90	
<input type="checkbox"/> 心理学と心理的支援	90	
<input type="checkbox"/> 社会学と社会システム	90	
<input type="checkbox"/> 社会福祉の原理と政策	180	
<input type="checkbox"/> 地域福祉と包括的支援体制	180	
<input type="checkbox"/> 社会保障	180	
<input type="checkbox"/> 障害者福祉	90	
<input type="checkbox"/> 権利擁護を支える法制度	90	
<input type="checkbox"/> 刑事司法と福祉	90	
<input type="checkbox"/> 社会福祉調査の基礎	90	
<input type="checkbox"/> 精神医学と精神医療	168	
<input type="checkbox"/> 現代の精神保健の課題と支援	168	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの基盤と専門職	84	
<input type="checkbox"/> 精神保健福祉の原理	168	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの理論と方法	168	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークの理論と方法（専門）	168	
<input type="checkbox"/> 精神障害リハビリテーション論	84	
<input type="checkbox"/> 精神保健福祉制度論	84	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク演習	84	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク演習（専門）	252	
<input type="checkbox"/> ソーシャルワーク実習指導	252	
ソーシャルワーク実習	<input type="checkbox"/> 210時間（全部）	210
	<input type="checkbox"/> 60時間（一部）	60
免除希望時間数 合計		※総履修時間数の2分の1を超えない範囲（1530時間）で免除することができます。

免除希望科目を履修した学校・文教研修施設・養成所

学校・文教研修施設名	所在地
	〒

【記入にあたって】

- 免除希望科目の□に✓印を、右側に対応する科目名を記入してください。
- 学校・文教研修施設・養成所については、学部・学科・コース名まで詳細に記入すること。
- P5「現場実習に係わる科目の免除について」、P7「履修科目免除制度について」を参照して記入すること。
- 実務経験1年以上の方で「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の免除を希望される場合は、科目の□に✓印を記入してください。（右側の記入は不要）

オープンキャンパス(学校説明会)への参加をおすすめします。

本校は、福祉のスペシャリストとして社会に貢献できる人材の育成を目指しています。
進路の選択にあたっては予め十分な情報収集と自分の適性について熟慮していただけるよう、オープンキャンパスを実施しています。
本校と致しましては、オープンキャンパスに参加された上で、受験をしていただくことをおすすめしています。
可能な限りご参加ください。

オープンキャンパス日程

2026年 6月14日(日)	9月12日(土)	2027年 1月17日(日)
6月28日(日)*	9月27日(日)	2月7日(日)
7月12日(日)	10月4日(日)	3月7日(日)
8月2日(日)	11月8日(日)	3月28日(日)
8月23日(日)*	12月6日(日)	

*オンライン開催となります。

開催場所

東海医療科学専門学校 | 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2
※名古屋駅・伏見駅から徒歩13分

開催時間

10:00~12:30

社会福祉科・精神保健福祉科
※合同開催となります。

個別相談・見学のご案内

セムイ学園 入学サポートセンターでは、オープンキャンパスの日程と都合が合わない方に、「個別相談・個別見学」を随時受付けています。
平日の午前10時~午後5時(午後5時以降は要相談)の間で都合の良い日を3日前までにお知らせください。

【開催場所】

東海医療科学専門学校

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2

【お申し込みは】

学校法人セムイ学園 入学サポートセンター

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2

☎0120-758551 ☎052-561-8001

e-mail info@tokai-med.ac.jp



(お問い合わせ先)

学校法人

セムイ学園 入試センター

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2

☎0120-758551 ☎052-561-8001

HP <https://www.tokai-med.ac.jp/> e-mail info@tokai-med.ac.jp